

No. 503

商工ぬまた



発行：沼田商工会議所〒378-0044 群馬県沼田市下之町 888 番地
テラス沼田 7 階

TEL 0278(23)1137

<http://www.numata-cci.or.jp>

FAX 0278(24)0715

E-mail info@numata-cci.or.jp

企画編集：広報委員会

家賃支援給付金 申請受付が開始されました

家賃支援給付金ポータルサイトでの電子申請に加え、完全予約制の家賃支援給付金の申請サポート会場も開設されました。詳しくは折込の「申請サポートセンター」予約方法をご覧ください。

【給付金対象事業者要件について】

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者である※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象
- ② 5月～12月の売上高について◆去年の同じ月と比べて売上高が50%以上減少している。または◆今年の連続する3ヶ月間の合計売上高が、去年の同じ期間より30%以上減少している
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている



よくあるお問合せ（一部抜粋）

- Q. 個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は対象ですか？
- A. 対象となりますが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用いる部分に限定します。
- Q. 借地の賃料は対象か？
- A. 対象です。なお、借地上に貸借している建物が存在するか否かは問いません（例：駐車場、資材置場等として事業に使用している土地の賃料）
- Q. 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？
- A. 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。その他、通常の要件に当てはまらなくても給付の対象となるケースもございます。詳しくは家賃支援給付金ポータルサイトの「よくある質問」をご参考いただくか、[相談窓口コールセンター] 0120-653-930 までお問合せ下さい。



てんぐちゃん和小松姫がゆるキャラグランプリファイナルに参戦中!!

上位目指して奮闘していますので、皆様応援よろしくお願いします!

7月末現在順位 てんぐちゃん 110位 ・小松姫 175位



今月号の主な内容

- ・家賃支援給付金に関するお知らせ・・・2. 3
- ・持続化給付金の申請はお済ですか・・・3
- ・厚生年金保険料の納付猶予の特例について・・・4
- ・国民年金保険料免除について・・・5
- ・令和2年6月景況調査結果報告・・・6
- ・協会けんぽから事業者健診結果提供のお願い
- ・西北毛4商工会議所情報交流コーナー・・・7
- ・会員リレー紹介「田村りんご園」・・・8
- ・事務局日誌/企業短信/みらい飯#NUMATA
- ・結果報告/当所議員変更のお知らせ/いせいがい
- ・いじゃねん! 放送スケジュール/商工春秋

☆「商工ぬまた」は当所のホームページにて公開中です。カラー画像となっていますので是非ご覧下さい。

家賃支援給付金に関するお知らせ

家賃支援給付金とは

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給する制度です。

給付額

法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給

算定方法→申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+「支払賃料の75万円の超過分×1/3」 ※ただし月額100万円が上限
個人事業主	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+「支払賃料の37.5万円の超過分×1/3」 ※ただし月額50万円が上限

必要書類（必要書類は法人・個人事業主で異なります）

※以下は基本的な書類の案内となります。必要に応じて他書類も提出して頂く場合がございますので予めご了承ください。詳細は中小企業庁ホームページ『家賃支援給付金』（<https://yachin-shien.go.jp/>）をご参照ください。

<<個人事業主>>

●申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する2019年分の確定申告書類

- ・2019年分の確定申告第一表の控え
- ※收受日付印の押印、または電子申請の日付・受付番号が記載されているもの
- ※e-Taxにて確定申告をされている方は受信通知を添付

●申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など<以下のいずれかをお持ちください>

- ・経理ソフトから抽出した売上データ
- ・表計算ソフトで作成した売上データ
- ・手書きの売上台帳コピー
- ※2020年〇月と明確に記載されているものをご用意ください

●家賃借契約書の写し

- ・賃貸借契約書の契約書の写し※申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なもの

●直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- ・通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分など）※該当する振り込みに印をつけてください

●給付金の振り込みをする口座情報

- ・申請者本人名義の通帳の表紙と、表紙を開いた1ページ目と2ページ目

●本人確認書類の写し<以下のいずれかをお持ちください>

- ・運転免許証（両面）・個人番号カード（表面のみ）・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面）
- 上記の書類がない場合、代わりとして以下の組み合わせを使用できます
- ・住民票の写し及びパスポートの両方
- ・住民票の写し及び各種健康保険証の両方

●誓約書

- ・自署の誓約書
- ※代表者の方の自署が必要です

《法人》

●申請にもちいる売上減少月・期間と比較するすべての事業年度の確定申告書類<以下全て>

- ・確定申告第一表の控え（1枚）
- ・法人事業概況説明書の控え（両面）
- ※申請に用いる売上が減った期間が複数事業年度に、またがる場合はそれぞれ比較する事業年度の確定申告書を添付
- ※收受日付印の押印、または電子申請の日付・受付番号が記載されているもの（e-Taxにて確定申告をされている方は受信通知（1枚）を添付）

●申請にもちいる売上減少月・期間の売上台帳等<以下のいずれかをお持ちください>

- ※2020年〇月と明確に記載されているもの
- ・経理ソフトから抽出した売上データ
- ・表計算ソフトで作成した売上データ
- ・手書きの売上台帳コピー

●家賃借契約書の写し

- ・賃貸借契約書の契約書の写し※申請者ご自身の名義でいる契約されてこと、2020年3月31日と申請日の両方で有効なもの

●直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類

- ・通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分など）※該当する振り込みに印をつけてください

●給付金の振り込みをする口座情報

- ・申請者本人名義の通帳の表紙と、表紙を開いた1ページ目と2ページ目

●誓約書

- ・自署の誓約書※代表者の方の自署が必要です

申請方法 ※電子申請にて受付します

- ①必要書類はすべてデータで添付するため、スマートフォンの場合は必要書類をカメラで撮影し保存します。PCの場合は必要書類をスキャンしてパソコン内に取り込みます。
- ②『家賃支援給付金』（<https://yachin-shien.go.jp/>）にアクセスし、手続き用のログインパスワードとIDを登録します
- ③マイページより各種情報を入力し、必要書類を添付してください。
ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、補助員が申請をお手伝いする「申請サポート会場」を開設していますの是非ご利用ください。

家賃支援給付金



相談ダイヤル

家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

◇持続化給付金の申請はお済みですか◇

持続化給付金とは

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

《給付額》

法人は200万円、個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

《支給対象》

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している事業者が対象です。資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

《申請方法》

電子申請にて受付しています。必要書類や申請方法は[持続化給付金事務局ホームページ]
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>をご覧ください。

《相談ダイヤル》

中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183（平日・休日9:00～17:00）



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

猶予の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の
方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業
等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、
管轄の年金事務所にご相談ください。）
②厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

○令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等（令和2年1月
分から令和2年12月分まで）が対象となります。

申請方法

○「納付の猶予（特例）申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。

（郵送で申請いただけます。）

※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場
合等がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、
申請書のみを提出いただいて差し支えありません。

※国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書
の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。

○指定期限までの申請が必要です。

※「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限ま
でに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問につい
ては、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

詳しい内容・申請方法につきましては、

日本年金機構ホームページ「新型コロナウイルス感染症の影響による納付の猶予（特例）」


<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200501.html> にて記載されていますの
でそちらをご参照ください。

また、申請にあたっては管轄の年金事務所へご相談下さい。

お問合せ先

渋川年金事務所厚生年金徴収課

: TEL. 0279-22-1612



利根沼田の篤農家に育まれて59年

天狗印枝豆

御中元や贈答用に最適

生産管理・販売元 (有) 塩野商店 TEL: 24-8611 FAX: 24-8612

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする 国民年金保険料免除について

令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請の受付手続きが開始されました。

対象となる方

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

(1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと

(2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

なお、保険料免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。詳しくは、「[保険料免除・納付猶予制度とは](#)」（日本年金機構ホームページ→「国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度 <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150428.html#cms01>」）をご覧ください。

また、免除等の承認から10年以内であれば、後から追納して年金額を増やすことが可能です。詳しくは「[国民年金保険料の追納制度](#)」（日本年金機構ホームページ→「国民年金保険料の追納制度」 <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150331.html>」）をご覧ください。

対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

<免除猶予>

令和元年度分（令和2年2月～令和2年6月）

令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月）

<学生納付特例>

令和元年度分（令和2年2月～令和2年3月）

令和2年度分（令和2年4月～令和3年3月）

申請の受付開始日 令和2年5月1日

手続き方法

○申請に必要な書類（下記書類は日本年金機構ホームページからダウンロードできます）

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※「⑫特例認定区分」欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入して下さい

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※記入方法につきましてはホームページに記載されている記入例をご参照下さい

○申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所

詳しい内容・申請方法につきましては、

日本年金機構ホームページ「[新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について](https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html) <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>にて記載されていますのでそちらをご参照ください。

お問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル : TEL. 0570-003-004

渋川年金事務所国民年金課 : TEL. 0279-22-1607

沼田市役所国民年金係 : TEL. 0278-23-2111

沼田で一番元気な店を目指します!!

朝9:00～夕方7:00まで営業（日曜定休）

(有)小松屋

所在地：東倉内町484-2

電話：0278-22-4222（代）

太平洋セメント株式会社代理店

鋼材・セメント・水道資材・カラートタン板・機械工具



カナイヤ

代表取締役社長 金井 俊介

沼田市中町 TEL (0278) 22-3076

建材部 沼田市上原町 TEL (0278) 23-4331~9
FAX (0278) 24-1711

令和2年6月景況調査結果報告

調査対象事業所へ調査票を会報に折り込んで配布し、FAXで返送してもらるか事業所へ伺い回収しました。

調査の結果、業況判断は令和元年度下半期が「悪化した」が44%、「横ばい」も同じく44%でしたが、令和2年度上半期は「横ばい」22%に対して「悪化した」と答えた事業者が全体の67%と過半数を超えました。売上高も「悪化した」が令和元年度下半期が45%、令和2年度上半期が70%と大幅に増加しました。採算水準も令和元年度下半期「横ばい」が52%、「悪化した」が35%に比べ、令和2年度上半期は「横ばい」が25%、「悪化した」が66%でした。資金繰り借り入れ難易度については去年と大幅な変化はありませんでした。在庫水準については令和元年度下半期・令和2年度上半期ともに過半数が「ほぼ適正である」と返答しました。設備投資に対しても「実施しなかった」が令和元年度下半期・令和2年度上半期ともに77%でした。

経営上の問題点について最も多く寄せられたのが「売上(受注)の不振」53%、次いで「販売単価(利益)の低下・上昇難」13%でした。

ご協力下さった事業者の皆様、誠にありがとうございました。

協会けんぽにご加入の事業主様へ

事業者健診(定期健診)の結果を協会けんぽへご提供が必要です

協会けんぽでは、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防するため、ご提供いただいた事業者健診(定期健診)結果に基づき生活習慣の改善が必要な方に、無料の『健康づくりのサポート(特定保健指導)』を行っております。

健康経営を推進し、加入者の方々に健康な生活を送っていただくためには、事業主様のご理解とご協力のもと、事業者健診の結果をご提供いただくことが不可欠です。ぜひご協力ください。

Q なぜ健診結果を提供する必要があるのですか？

「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」第27条により、事業主様が健診結果を保険者(協会けんぽ)へ提供することが義務付けられております。

※ 協会けんぽの生活習慣病予防健診の受診者は提供不要です。

Q 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫なのでしょうか？

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方(従業員様)の同意も必要ありません。(個人情報の保護に関する法律第23条)



全国健康保険協会 群馬支部

協会けんぽ

【お問合せ先】

☎027-219-2100(音声案内③保健グループ)

群馬県前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル 4F

広告募集

「商工ぬまた」に広告欄をご利用下さい！

一枠：4cm×8cm 料金：10,000円(税込)

★掲載希望、ご相談は沼田商工会議所へご連絡下さい！

沼田商工会議所 ☎23-1137

建設機械レンタル

万全のメンテナンスで
ご提供します!!

イベント総合プロデュース

イベント企画、
施工、運営から
各種レンタル
お任せ下さい!!

沼田営業所 ☎0278-24-5118 | 前橋営業所 ☎027-289-2540

建機レンタル・環境機器・イベントプロデュース

KOEI コーエー株式会社

http://www.koel-corp.jp コーエー株式会社 関東

西北毛4商工会議所情報交流コーナー

西北毛4商工会議所が広域連携し、会員の皆様に観光イベント・研修会などの情報をお知らせ致します。

渋川

渋川駅前プラザ

渋川駅前プラザは、まちなかのにぎわい創出を目的として、中心市街地へのお出かけや観光などの活動拠点となっているJR渋川駅前の空き店舗を改装しオープンした施設です。

【1階】○しぶかわ名産品センター（しぶさん）

渋川地区物産振興協会が運営する「しぶかわ名産品センター（愛称しぶさん）」で、しぶかわ産物作けしなど、渋川市の名産品などを販売しています。

営業時間 午前9時～午後7時（年中無休）

○渋川駅前証明サービスコーナー

土日など、市役所の閉庁日でも住民票などの証明書発行を行っています。

営業時間 午前10時30分～午後7時（火曜日定休）

場所 渋川市渋川1832・27

問 渋川市産業観光部商工振興課まちなか再生室

電話 0279・22・2596



お
買
い
物
は

お
買
い
物
は

藤岡

ぐんまのお土産がお買い求めいただけます

藤岡商工会議所で運営しているららん藤岡観光物産館では、藤岡市内はもとより群馬県内の観光物産品が地酒から木工品まで約3,000種類と豊富に揃っております。また、隣接しているバスターミナルからの高速バスの子ケットも発券しております。

行楽帰りのぐんまのお土産は是非、観光物産館でお買い求め下さい。

○所在地 藤岡市中1131-8（道の駅ららん藤岡内）

○営業時間 平日 午前9時30分～午後6時

土日祝 午前9時30分～午後7時

○定休日 なし

○問合せ先 ららん藤岡観光物産館 0274-50-1187



は
地
元
商
店
で

は
地
元
商
店
で

富岡

富岡製糸場「ブリュナ館」特別公開中

富岡製糸場では、通常非公開の首長館（ブリュナ館）の特別公開を行っています。

また、見学の合間に一息ついていただけるよう、館内でコーヒーとアイスクリームを飲食できるカフェスペースも用意しましたので、是非この特別公開中に富岡製糸場へお越しください。

<期間> 9月13日（日）まで

<時間> 午前10時～午後4時

<メニュー> コーヒー 300円・アイスクリーム 300円

※新型コロナウイルス感染症防止のため変更になる場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ先 富岡製糸場 TEL 0274-64-0005



健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合

ぐんま生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

本部 前橋市石倉町4-9-10 (☎027-254-5711)
申込お問い合わせ…沼田商工会議所 ☎23-1137

事業資金・経営課題の解決に関することは

群馬県信用保証協会

お気軽にご相談ください

【営業部 保証第二課】Tel 027-231-8819

【HPアドレス】<https://gunma-cgc-or.jp/>

田村りんご園

- ◇代表者名 田村 陽佳
- ◇住所 沼田市佐山町 1093 番地
- ◇TEL 23-9335
- ◇FAX 23-9388
- ◇業種 観光農園



夏にはブルーベリー、秋にはりんごを生産・販売しています。また、もぎとりをして楽しめるブルーベリー狩り、りんご狩りも行っております。りんごは9月の群馬県品種「おぜの紅」から始まり、10月には約20種類程の品種が収穫できます。りんご狩りは10月がオススメです。11月にはミツ入りの「サンふじ」や大人気で予約が必要な「ぐんま名月」が収穫できます。りんごのご要望がありましたら、お気軽にお問合せ下さい。
 ≪紹介者 徳江行政書士・土地家屋調査士事務所さん≫

お
買
い
物
は
地
元
商
店
で

事務局日誌

【6/18～7/15】 [会員数7月末: 1068会員]

- ▼6月
- 18日・当所広報委員会
 - 20日・休日相談窓口対応 (毎土日)
 - 22日・通常議員総会
 - 24日・FMOZE 放送
 - 25日・沼田溶接協会利根沼田鉄工業組合合同役員会
 - 29日・たんばらラベンダーパーク安全祈願祭神事
 - 30日・相談所長会議
・第2回「経済支援本部会議」
- ▼7月
- 1日・FMOZE 放送
・当所青年部まつり委員会
 - 3日・多岐講企画会議
 - 4日・沼田市起業塾開講式
 - 6日・県連会頭会議
 - 8日・正副会頭会議
・FMOZE 放送
 - 9日・当所青年部本部会・役員会
- 13日・交通安全街頭指導
・沼田市生涯学習推進協議会
 - 14日・県下相談所長会議
 - 15日・沼田花火大会広報班会議
・FMOZE 放送

企業短信

- ◇社名変更◇
[新会社名]
東急リゾート&ステイ株式会社
- [旧会社名]
株式会社 東急リゾートサービス

地域飲食店支援プログラム ≪みらい飯#NUMATA結果報告≫ 総合計金額 3,345,000円

店舗指定コース(20%プレミアムお食事券付き)	3,176,000円
店舗指定応援コース(お食事券なし)	74,000円
地域応援コース(お食事券なし)	95,000円

以上をご報告申し上げます。多くの皆様にプロジェクトへご協力いただき、誠にありがとうございました。

当所議員変更のお知らせ

当所の議員の職務を行う者の変更がありましたのでお知らせいたします。



新) 武井 義明 氏
 【株式会社 群馬銀行 沼田支店】
 旧) 小田川 裕哉 氏



イブニングテラス765
 毎週水曜日 18:30～
 沼田商工会議所コーナー

いせいがいいじゃねん!
 出演予定者

8/5 (水)	テーマ: 当所広報の中の記事を紹介 出演者: 藤塚局長
8/12 (水)	テーマ: 時節に応じた話題 出演者: 藤塚局長
8/19 (水)	テーマ: 当所HP紹介 出演者: 藤塚局長
8/26 (水)	テーマ: 時節に応じた話題 出演者: 藤塚局長

商工春秋

長期化するコロナ禍に対応するため、沼田市はあえて「with コロナ in NUMATA」を掲げ、市民の不安や経済に対する懸念を和らげる施策を講じています。コロナをきっかけに新しいライフスタイルへと変貌に対応するチャレンジです。「新しい生活様式」という優しい表現をしていますが、これからは、変化して当たり前、むしろ変化することに積極的に取り組む姿勢がないとある意味耐え難い時代かもしれません。まずは、今まで通りの延長線ではない、全く違う時代であることを意識して、世の中の変化に目を向けることが大切です。そうした中で、勇気ある第一歩が望まれています。(公)